

# 大分県報

令和四年  
号外（四五）  
六月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

知事の職務を代理する副知事の順序の廃止……………一

### 訓令

大分県副知事の担任意務に関する規程の廃止……………一

### ○告示

#### 大分県告示第二百九十四号

知事の職務を代理する副知事の順序（令和二年大分県告示第三百八十九号）は、廃止する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

### ○訓令

#### 大分県訓令甲第十四号

大分県副知事の担任意務に関する規程（令和二年大分県訓令甲第二十一号）は、廃止する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

### 附則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和四年六月二十八日

大分県報号外（告示・訓令甲）